

令和7年度 横田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第一章 第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 本校のいじめ防止に向けての基本的な考え方

島根県いじめ防止基本方針ならびに奥出雲町いじめ防止基本方針を受けて、本校でもいじめは次のようなものであると考える。

- いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの
- どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるもの
- 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうるもの
- 加害者・被害者だけでなく、はやし立てる観衆や黙って見ている傍観者がいるなど、集団の問題でもあるもの

したがって、本校では、すべての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるために、生徒自身がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすることをめざし以下の対策を講じる。

3 いじめの防止について

3.1 第1層 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤。「人の役に立っている」、「人から認められている」という自己有用感が高まっている子どもは、意欲的に活動し、他者を攻撃する可能性が低くなることが、いじめの追跡調査（国立教育政策研究所）で分かっていることから、そのための（一人一人が活躍できる）場や機会をつくる。

- ① 授業・学級活動・行事等を通した自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成

自分が他者のために役割を果たす経験、みんなで力を合わせて物事を達成する経験を通じて、自分が必要とされていること、他者への感謝の気持ちを実感し、自分と同じように他者を大切に扱う心を育てる。教職員は、自ら考え、選択し、決定する場を意図的に設け、『よさを認める』ことにより自己肯定感・自己有用感を育て、自己存在感の醸成につなげる。

- 分かりやすい授業実践と、自ら考え、選択し、決定する場を設けることによる、授業での活躍の場づくり
- 学級活動・行事等での一人一役
- 行事後の相互評価「良いこと・良い人発見シート」への記入・掲示
- 自治的な生徒会活動
- 部活動における協力的な人間関係の育成
- 生徒同士で「ありがとう」を伝え合う場の設定

3.2 第2層 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

全ての生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施。

① 横中いじめ防止サミットの開催

生徒会と連携し、生徒自身が「いじめの定義」と「いじめ防止基本方針」を理解し、現状を振り返り、いじめを防止するために必要なことを考える機会を設定する。

② 道徳・人権教育の充実

指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつける。

- 教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されないこと」「いじめをすることは恥ずかしいこと」を繰り返し伝える。
- 教育活動全体を通じて、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培う。

③ コミュニケーション能力の育成

他者との関わり方ひとつで、人間関係は上手いったり、上手いかなかったりする。また人間関係の不和や誤解よりいじめが起こることも少なくない。よって、コミュニケーション能力を育て、より良い人間関係を構築するスキルを身につけることは、いじめの未然の防止に大きな効果があると考えられる。

- 年度当初に学年ごとに集会を開き、人間関係作りの重要性を学ぶとともに、構成的グループエンカウンターエクササイズを行う。
- 話し合い、授業での発表の仕方について、繰り返し指導する。
- 学期に数回、学年や学級で、構成的グループエンカウンターを用いた人間関係づくりの場を設ける。

④ 情報モラル教育の充実

いじめが「ネット」から「教室」へ、より大胆に、リアルに変わっていくことが、竹内和雄教授（兵庫県立大学）の調査から分かっている（「令和4年度いじめ問題理解基幹研修(第2回)」(竹内和雄)講義資料より）。したがって、インターネット上でも他者と良好な関係を築く力は、いじめを未然に防止する上で非常に重要である。

- 情報モラル教育を実施し、より良いメディアとのかかわり方や、LINE等SNSの使用法・危険性について生徒が学ぶ機会を設ける。
- 生徒会と連携し、生徒自身で、身の回りに起こり得るリスクを考えさせたり、トラブルの防止策を考えさせたりする機会を設定する。

⑤ 系統的な性教育の実施

保健体育科の指導内容と連携しながら、系統的に性教育を実施し、生徒に正しい知識を身につけさせることで、他者の権利を侵害することがないような実践的態度を身につけさせる。

- 保健体育科での性教育の実施
- 外部講師を招いて行う性教育講演会
- 性の多様性に関する理解教育や、性の多様性に配慮した環境づくり

⑥ 教職員の人権意識の向上

人権教育を推進する上で、教職員自身が常に人権感覚を磨いていくことが重要である。校内・校外の研修だけでなく、日常の取組に対する振り返りを行い、資質を向上させる。

- 平素から、教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、異なる意見や考えを尊重する風土をつくる。
- 人権に関する時事問題を確認し、理解を深める。

3.3 第3層 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

① 教職員の感性を磨く

いじめは、大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。教職員には、そのようないじめに気づく感性が必要である。それを磨くために教職員はアンテナを立て、服装や態度の変化・あいさつ・表情等のサインを見逃さないようにし、何らかのサインに気づいたときには、その場で声をかけるようにする。また、そのような情報を教職員同士が交換・共有し、教職員全体で生徒を見守る意識が必要である。

- 毎週生徒指導部会、生徒支援委員会を実施し、学年部を越えて、生徒の学校生活の様子・問題点を学校全体で共有する。
- 運営委員会や、職員会議等において、生徒の様子等、情報交換を行い、共通理解を図る。
- いじめ（インターネット上で行われるものを含む）や学級・学年経営、人権教育に関する教職員研修を、職員会議や長期休業中に計画的に設け、教職員の資質向上を図る。
- 部活動においても、顧問を中心に生徒の様子を観察し、気になる点や問題点は学校全体で共有し、対応する。

② 保護者並びに地域、その他関係者との連携

いじめの解決は、学校だけでなく、家庭や地域の果たす役割が大きい。学校・家庭・地域が連携して生徒を見守る環境を整備する事が必要である。

【保護者との連携】

- 日々の学年・学級経営、学年懇談会等での保護者への情報提供と意見交換
- 情報モラル講演会等を活用した、メディア接触時間制限の話合い・ルール作り・子ども見守り活動等

【地域との連携】 体験活動(職場体験学習など)、GT 授業

【その他関係者・関係諸機関との連携】 SC を交えた人間関係づくりのための学級活動、通級指導

③ 日々の観察、教育相談・生活ノートを通した、生徒の状況把握

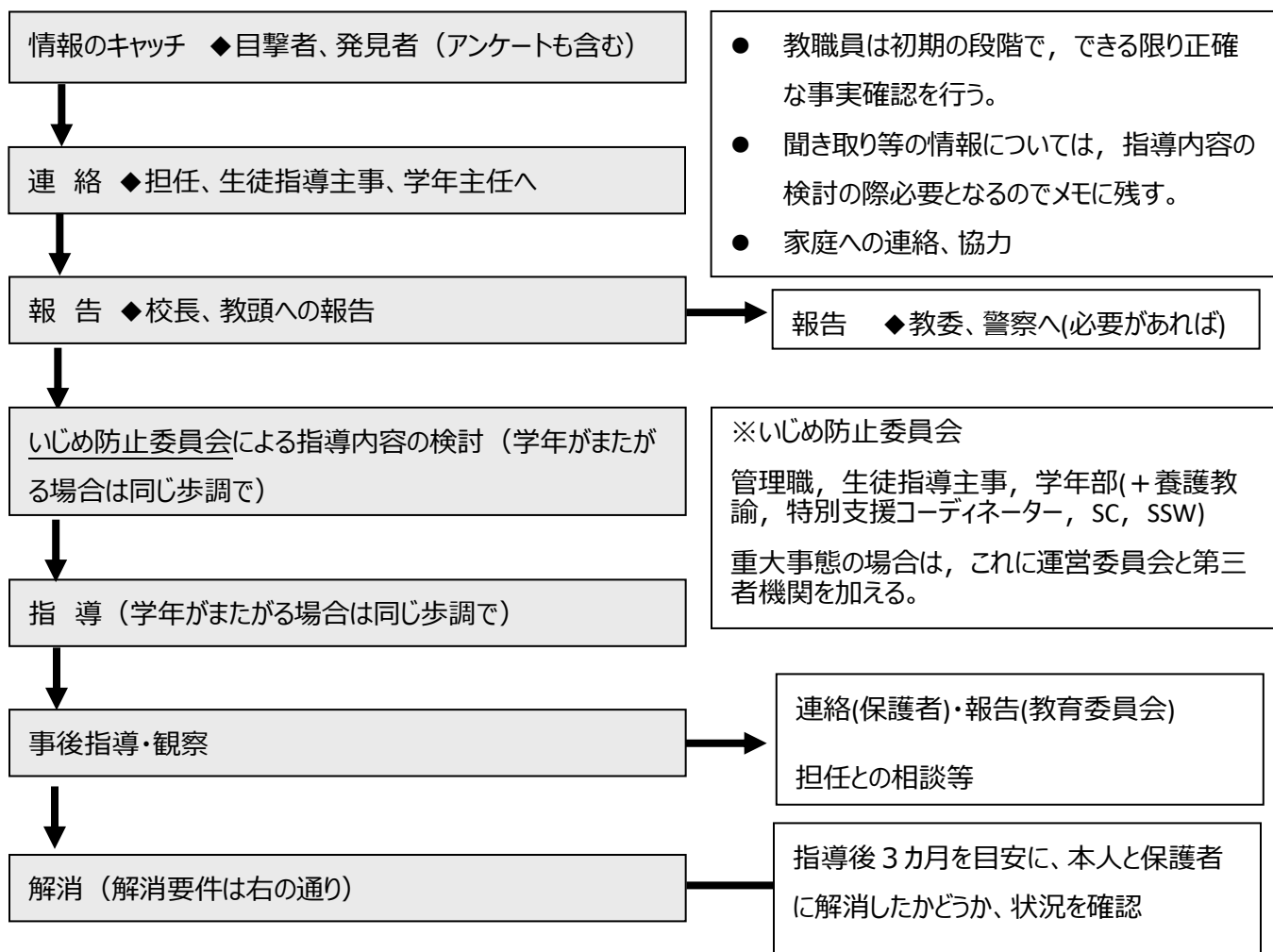
教職員の日々の観察・情報交換を大切にするとともに、教育相談・生活ノート『やりとり帳』を通し、生徒の状況把握を行う。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。本校でも、「じゃれあいげんかになる」「仲間はずし」「他人のものを隠す」など行動面に幼さが感じられる事例が見られる。授業中・部活動・休み時間等での教職員による観察はもちろんのことであるが、定期的な教育相談や『やりとり帳』の記述から、生徒の現在の状況を把握し、細かな変化に目を向けることで、いじめやその種を初期の段階で発見するよう努める。

④ 定期的なアンケート調査による実態把握

本校では学期毎に教育相談アンケート、アンケート QU（1 学期と 2 学期）、生活アンケート等を実施し、生徒の実態把握を行っている。アンケート QU については、1 学期の調査結果を全教職員により検討し、2 学期からの学級・学年経営の取組に反映させる。2 学期の調査で、学級・学年の変容を再検討する。また PTA とも協力し、定期的にメディアとの接触時間やコミュニケーションツールの利用時間等について調査している。

⑤ いじめに対する対応について

いじめまたは、いじめが疑われるような行為が発生した場合、「島根県いじめ防止基本方針」並びに「いじめ問題対応の手引き」、「奥出雲町いじめ防止基本方針」に則り、次の図のように措置する。



3.4 第4層 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の生徒を対象に、校内の教職員（教員・SC・SSW）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO 等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う。

① いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態とは、次の3点のときのことをいう。(県の方針より)

1. いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生徒が自死を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神的疾患を発症した場合 など)
 2. いじめにより在籍する生徒が「相当期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 3. 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- いじめの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、島根県の「重大事態ガイドライン」に則って対応する。
 - 校内でいじめ防止委員会を招集（第三者機関が参加する場合もある）し、教育委員会の指示のもと、必要と認められたときは、速やかに調査・対応を行う。

② 警察との連携

- 暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携を積極的に図り、対応する。

③ いじめる生徒への特別な対応

- いじめを行う生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する場合もある。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとったりする場合もある。

4 いじめの防止体制の点検・見直しについて

定期的に校内のいじめ防止体制を点検・見直しすることで、より効果的な取り組みを行い、「いじめ見逃しゼロ」を実現できる組織づくりをする。

- 「いじめ対応チェックリスト」を活用した定期的な点検・見直し
- 職員研修における、体制の点検・見直し
- いじめの解消確認時に対応の点検・見直し
- 学校評価の結果を受けた点検・見直し